

## 令和8年度(7年分)

## 市民税・県民税・森林環境税申告書の説明書

## 申告をしなければならない人

令和8年1月1日現在、伊賀市に住所を有する人で次に該当する人です。

※所得税の申告をする場合は、市民税・県民税・森林環境税の申告は不要です。

- ①前年中(令和7年1月～令和7年12月)に所得があった人。
- ②給与所得者で
  - (1)勤務先から給与支払報告書が市長に提出されていない人。
  - (2)給与所得以外の所得があった人。
  - (3)令和7年中に会社を退職した人。
- ③公的年金等所得者で
  - (1)支払者から公的年金等支払報告書が市長に提出されていない人。
  - (2)公的年金等以外の所得があった人。

④雑損控除や医療費控除などを受けようとする人。

⑤収入がなく、国民健康保険に加入している世帯の人。

\*この申告書は国民健康保険税の算定資料も兼ねておりますので、必ず申告してください。

⑥収入がなく、伊賀市以外の市区町村に居住する人の扶養になっている人。

## 申告相談のときに持参するもの

## ◎本人確認書類

方法1 マイナンバーカード(個人番号カード)

方法2 マイナンバー通知カード(※1)と身元確認書類(※2)

※1 氏名、住所などが住民票の記載事項と一致していること。

※2 運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、国民年金手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(写真のない身元確認書類の場合は2点以上必要です)など

## ◎市民税・県民税・森林環境税申告書

◎収入金額または必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等

◎下記の明細書、証明書等のうち該当するもの

※給与所得者で年末調整の際に控除を受けている場合は、証明書の

添付または提示の必要はありません。源泉徴収票を持参してください。

※納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の

マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

所得	営業等	収入金額または必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等
	農業	
所得	不動産	源泉徴収票(年金受給者は年金の源泉徴収票)、給与明細書、支払証明書等
	給与・配当・年金	
	譲渡	
控除	雑損	災害関連支出等の領収書および損害を受けた資産の明細書、盗難または火災の証明書
	医療費	医療費控除の明細書
	社会保険料	領収書、国民年金・国民年金基金の支払証明書等
	小規模企業共済	支払った掛金額の証明書
	生命保険料	支払保険料等の証明書類
除	地震保険料	支払保険料等の証明書類
	勤労学生控除	学校・法人等に在学していることを証明するもの
	寄附金税額控除	寄附金受領証明書(領収書)

## お願い

◎専業主婦(夫)、学生、病気療養中、失業中、遺族・傷病年金受給中等の人でも、申告書を送付された場合には、合計所得金額に「0(ゼロ)」と記入のうえ提出してください。

◎給与所得者で、前年中に転職・就職された人の中には、勤務先から給与支払報告書が市長に提出されているにもかかわらず、申告書を送付される場合もありますので、悪しからずご了承ください。

## 不申告に関する過料

市民税・県民税・森林環境税申告書を提出すべき者が、正当な理由なく申告期限までに当該申告書を提出しなかった場合、地方税法第317条の5及び伊賀市市税条例第36条の4の規定により10万円以下の過料を科されることがあります。

## 提出先

伊賀市役所課税課市民税係  
または 伊賀市役所各支所

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 Tel (0595) 22-9613

# 個人住民税の税制改正について

## ◆給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

改正前と改正後の比較			
給与の収入金額	改正後	改正前	引き上げ額
162万5千円以下	<b>65万円</b>	55万円	10万円
162万5千円超 180万円以下	<b>65万円</b>	収入金額×40%－10万円	3万円～10万円
180万円超 190万円以下	<b>65万円</b>	収入金額×30%＋8万円	0円～3万円

※給与の収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

※令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から適用されます。

## ◆各種扶養控除等に関する所得要件の引き上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

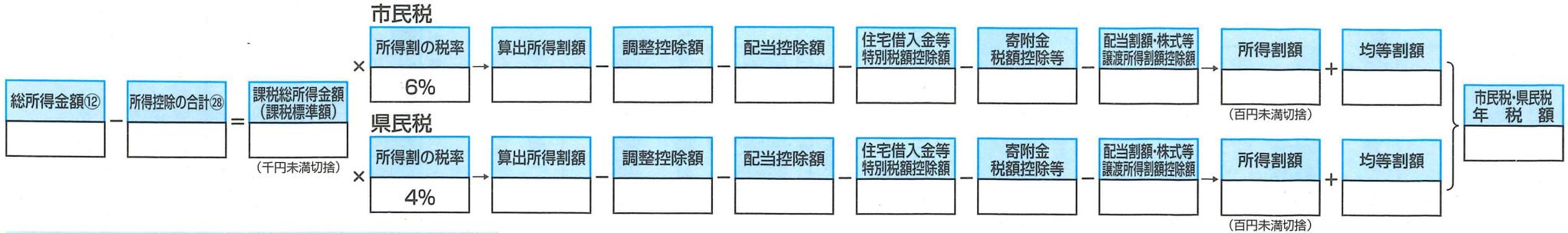
改正前と改正後の比較		
要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	<b>58万円以下</b>	48万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額	<b>58万円以下</b>	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額	<b>58万円超133万円以下</b>	48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	<b>85万円以下</b>	75万円以下
雑損控除の適用を認められる親族の総所得金額	<b>58万円以下</b>	48万円以下
家内労働者の特例における必要経費の最低保証額	<b>65万円以下</b>	55万円以下

## ◆特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族のうち、合計所得金額が58万円（改正後の所得要件）を超えたことで扶養控除を適用できない者についても、段階的に控除を受けられるようになります。

特定親族の合計所得金額と納税義務者の特定親族特別控除額	
特定親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	<b>45万円</b>
95万円超 100万円以下	<b>41万円</b>
100万円超 105万円以下	<b>31万円</b>
105万円超 110万円以下	<b>21万円</b>
110万円超 115万円以下	<b>11万円</b>
115万円超 120万円以下	<b>6万円</b>
120万円超 123万円以下	<b>3万円</b>

# 市民税・県民税の計算の仕方



## ◆市民税・県民税税率表・均等割額

	税率	均等割額
市民税	6%	3,000円
県民税	4%	2,000円

\* 県民税には、「災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会作りのための施策の財源（みえ森と緑の県民税）」1,000円が含まれています。

## ◆森林環境税

	税額
森林環境税(国税)	1,000円

\* 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度から森林環境税が創設されています。

## ◆分離課税所得税率表

分離課税所得	短期(一般)	長期(一般)	株式		上場株式等の配当等	先物取引
			未公開	上場		
市民税	5.4%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
県民税	3.6%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

\* 居住用財産の譲渡や公共事業、一定の宅地造成事業のための譲渡は税率が異なります。

## ◆市民税・県民税が非課税となる人

均等割と所得割が非課税	◎令和8年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ◎令和8年1月1日現在、障害者・未成年・寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
均等割が非課税	◎前年の合計所得金額が、次の算式で導き出した金額以下の人 280,000円 × (扶養人数 + 1) + 100,000円 * 扶養親族がいる場合、上記算式に168,000円を加算
所得割が非課税	◎前年の総所得金額等が、次の算式で導き出した金額以下の人 350,000円 × (扶養人数 + 1) + 100,000円 * 扶養親族がいる場合、上記算式に320,000円を加算

\* この手引きは、現行法（令和8年1月末日現在）で作成しており税法の改正により税率等が変わることがありますのでご了承ください。

## ◆調整控除の計算方法

(注) 前年の合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除が適用されません。

### ① 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

人的控除額の差(\*)の合計額 または 個人住民税の合計課税所得金額 のいずれか小さい金額 × 5%

### ② 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の人

人的控除額の差(\*)の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円) × 5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

\* 人的控除額の差…下の表に挙げる控除の適用があるときに、それぞれ同表金額欄の金額。

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	配偶者特別控除	配偶者の所得48万円超50万円未満	(※2)
	特別	10万円		配偶者の所得50万円以上55万円未満	(※2)
	同居特別	22万円			
寡婦控除		1万円	扶養控除	一般	5万円
ひとり親控除(母)		5万円		特定	18万円
ひとり親控除(父)		1万円(※3)		老人	10万円
勤労学生控除		1万円		同居老親等	13万円
配偶者控除	一般	(※1)	基礎控除		5万円
	老人	(※1)			

(※1) 配偶者控除の人的控除差額一覧表

・ 控除対象配偶者が70歳未満の場合

配偶者控除(一般)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	5万円
900万円超950万円以下	4万円
950万円超1,000万円以下	2万円

(※2) 配偶者特別控除の人的控除差額一覧表

・ 配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満の場合

配偶者特別控除(合計所得金額50万円未満)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	5万円
900万円超950万円以下	4万円
950万円超1,000万円以下	2万円

(※3) この金額は調整控除の算出等に用いる金額であり、実際の差額とは一致しません。

・ 控除対象配偶者が70歳以上の場合

配偶者控除(一般)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	10万円
900万円超950万円以下	6万円
950万円超1,000万円以下	3万円

・ 配偶者の合計所得金額が50万円以上55万円未満の場合

配偶者特別控除(合計所得金額50万円以上55万円未満)の人的控除差額	
納税者の合計所得金額	人的控除差額
900万円以下	3万円(※3)
900万円超950万円以下	2万円(※3)
950万円超1,000万円以下	1万円(※3)

## 所得金額の計算

### 事業所得

#### 営業等所得

卸売業、小売業、製造業、飲食業、建設業、金融業、運輸業、サービス業、弁護士、医師、作家、大工、左官、外交員、生け花の師匠、税理士、漁業などの事業から生じる所得をいいます。

#### 農業所得

農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、家畜の飼育や酪農品の生産から生じる所得をいいます。

### 不動産所得

貸地、貸家、貸事務所、アパート、貸ガレージなどから生じる所得をいいます。

\*貸付田畑を所有しており、米を受け取っている人は、「1俵あたりの売値 × 俵数」で不動産収入金額を計算してください。

【事業所得・不動産所得の金額は、次の算式で計算します。】

$$\text{①収入金額} - \text{②必要経費} - \text{③専従者控除額} = \text{【事業所得金額・不動産所得金額】}$$

- ①【収入金額】 …… その年において収入すべき金額をいいます。  
 ②【必要経費】 …… ①の収入を得るために直接支出した費用をいいます。  
 ③【専従者控除】 …… あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、あなたが営む営業・農業・不動産業に従事した期間が一年を通じて6ヶ月を超える人を、事業専従者として控除することができます。

\*白色申告者の専従者控除は次の(1)(2)のいずれか少ない方の金額です。

(1)	専従者が配偶者であるとき	…………… 86万円	*専従者控除適用前
	専従者がその他の親族であるとき	…………… 50万円	
(2)	$\frac{\text{(事業所得+不動産所得)*}}{\text{(事業専従者の数+1)}}$		

\*事業所得・不動産所得のある人は、市民税・県民税申告書裏面「7」事業（営業等・農業）・不動産所得に関する事項、「13」事業専従者に関する事項を記載してください。

### 利子所得

公社債や預貯金の利子などの所得をいいます。

利子所得については、原則として、住民税5%が特別徴収（所得税は15%の源泉徴収）される一律分離課税となっています。

### 配当所得

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などに係る所得をいいます。

配当所得の金額は、次の算式で計算します。 ◆申告書裏面「8」にもご記入ください。

$$\text{収入金額} - \text{株式等を取得するための負債の利子} = \text{配当所得金額}$$

経費は元本を取得するための負債の利子に限り、それ以外は認められません。

\*上場株式等の配当等の特例を受けるときは分離課税所得の申告をしてください。

\*所得税と異なる課税方式による個人住民税の課税選択の申告方式について

◆令和6年度の個人住民税から、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できないようになりました。

### 公的年金等

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの公的年金等などの所得をいいます。  
 （一時恩給、遺族年金、障害年金などは非課税のため除きます。）

公的年金等の雑所得の金額は、次の算式で計算します。

公的年金等の収入金額	
円	(A)の金額

#### ◎65歳以上の人

（昭和36年1月1日以前に生まれた人）は次の表で計算します。

(A)の金額	公的年金等の雑所得金額
～3,300,000円	(A) - 1,100,000円 (マイナスはゼロ) 円
3,300,001円 ～4,100,000円	(A) × 0.75 - 275,000円 円
4,100,001円 ～7,700,000円	(A) × 0.85 - 685,000円 円
7,700,001円 ～10,000,000円	(A) × 0.95 - 1,455,000円 円
10,000,001円～	(A) - 1,955,000円 = 円

#### ◎65歳未満の人

（昭和36年1月2日以降に生まれた人）は次の表で計算します。

(A)の金額	公的年金等の雑所得金額
～1,300,000円	(A) - 600,000円 (マイナスはゼロ) 円
1,300,001円 ～4,100,000円	(A) × 0.75 - 275,000円 円
4,100,001円 ～7,700,000円	(A) × 0.85 - 685,000円 円
7,700,001円 ～10,000,000円	(A) × 0.95 - 1,455,000円 円
10,000,001円～	(A) - 1,955,000円 = 円

### 雑所得

#### 業 務

原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食品の配達などの副収入による所得をいいます。 ◆申告書裏面「9」にもご記入ください。

#### そ の 他

個人年金（生命保険契約分）、互助会年金など他のいずれの所得にも該当しない所得をいいます。 ◆申告書裏面「9」にもご記入ください。

業務に係る雑所得およびその他の雑所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\text{①収入金額} - \text{②必要経費} = \text{雑所得金額}$$

給与所得

\*令和8年度（令和7年分）から計算式が変わりました。  
 俸給・給料・賃金およびこれらの性質を持っている給与に係る所得をいいます。  
 \*源泉徴収票をお持ちの人は申告書裏面に添付してください。

給与所得の金額は、次の算式で計算します。

給与等の収入金額（税込み）	
円	(A)の金額

◎(A)の金額が1,899,999円以下の人は次の表で計算します。

(A)の金額	給与所得の金額
～650,999円	0 円
651,000円 ～1,899,999円	(A)－650,000円 ＝ 円

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。  
 (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する場合  
 1. 特別障害者に該当する。 2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する。  
 3. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。  
 ●所得金額調整控除＝(給与収入金額(上限：1,000万円)－850万円)×10%  
 (2) 給与収入と公的年金等の双方がある場合  
 給与所得控除後の給与等の金額(A)および公的年金等に係る雑所得の金額(B)があり、それらの所得合計額が10万円を超える場合  
 ●所得金額調整控除＝A(上限10万円)＋B(上限10万円)－10万円  
 ※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

\*申告書裏面「6 給与所得の内訳」  
 日給・日雇の人、不特定の事業主に従事している人（アルバイトを含む）で、やむを得ず源泉徴収票を提出できない場合に記入してください。

◎(A)の金額が1,900,000円から6,599,999円の人は次の表で計算します。

(A)の金額÷4	(千円未満の端数切捨て) ＝ ,000円(B)の金額
----------	-------------------------------

(B)の金額	給与所得の金額
475,000円 ～899,000円	(B)×2.8－80,000円 ＝ 円
900,000円 ～1,649,000円	(B)×3.2－44,000円 ＝ 円

◎(A)の金額が6,600,000円以上の人は次の表で計算します。

(A)の金額	給与所得の金額
6,600,000円 ～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円 ＝ 円
8,500,000円～	(A)－1,950,000円 ＝ 円

総合課税の譲渡所得

機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産（土地建物を除く）の譲渡から生ずる所得をいいます。  
 短期の譲渡所得は譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの、長期の譲渡所得は保有期間が5年を超えるものです。

短期又は長期の譲渡所得の金額は、次のとおり計算します。

短期譲渡の収入金額 (譲渡価格)	短期譲渡資産の 取得費など(注1)	(A)－(B)	特別控除額(注2)	(C)－(D)
(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円

◆申告書裏面「10」にもご記入ください。(E)の額は申告書裏面「10」のイにご記入ください。短期譲渡所得の金額

長期譲渡の収入金額 (譲渡価格)	長期譲渡資産の 取得費など(注1)	(F)－(G)	特別控除額(注3) (500,000円－(D))	(H)－(I)
(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

◆申告書裏面「10」にもご記入ください。(J)の額は申告書裏面「10」のロにご記入ください。長期譲渡所得の金額

(注1) 譲渡資産の取得費から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計金額をいいます。  
 (注2) (C)の金額を限度とし、最高で50万円です。ただし、(C)の金額が赤字の場合には、0円になります。  
 (注3) (H)の金額を限度とします。ただし、(H)の金額が赤字の場合には、0円になります。

一時所得

生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期戻戻金、賞金や懸賞当選金、競馬、競輪の払戻金、遺失物拾得の報労金などの所得のことです。

一時所得の金額は、次のとおり計算します。

一時所得の収入金額	収入を得るために 支出した金額	(A)－(B)	特別控除額(注1)	(C)－(D)
(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円

◆申告書裏面「10」にもご記入ください。(E)の額は申告書裏面「10」のハにご記入ください。一時所得の金額

(注1) (C)の金額を限度とし、最高で50万円です。

◎分離課税所得

分離譲渡所得・株式等の所得・上場株式等の配当等の所得・山林所得・先物取引の所得のある人は、別紙「令和8年度（7年分）市民税・県民税・森林環境税申告書（分離課税等用）」に記入のうえ、「令和8年度（7年分）市民税・県民税・森林環境税申告書」とあわせて提出してください。

「令和8年度（7年分）分離課税等用の申告書」が必要な場合は課税課市民税係までお問い合わせください。

# 所得控除額の計算

## 雑損控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族で総所得金額等が基礎控除額以下の人が所有する資産について、災害、盗難または横領によって損害を受けたときに控除の対象となります。控除額は、次の(E)と(G)のうちいずれが多い金額です。なお、損失の金額を証明する書類が必要です。

損害金額 (A) 円	保険金などで補填される金額 (B) 円	差引金額(A)-(B) (C) 円	総所得金額等×0.1 (D) 円	(C) - (D) (E) 円
			(C)のうち災害関連支出の金額(注1) (F) 円	(F) - 50,000円 (G) 円

\*総所得金額等の額 ……【(医療費控除◎総所得金額等の額とは) 参照】

(注1) 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊しまたは除去などのために支出した金額です。

## 医療費控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、控除の対象となります。この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を添付しなければなりません。保険金などで補填される金額は、健康保険法、国民健康保険法などで定められている療養費、分娩費、家族療養費、配偶者分娩費、これらに類する付加給付金、加害者からの賠償金額のことです。

支払った医療費(合計) (A) 円	保険金などで補填される金額 (B) 円	(A) - (B) (C) 円	総所得金額等×0.05 (1円未満端数切り下げ) (D) 円	100,000円と(D)のいずれが少ない方の金額 (E) 円	(C) - (E) 医療費控除額
----------------------	------------------------	--------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	---------------------

\*平成30年度よりセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が導入され従来の医療費控除との選択が可能となりました。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

### ◎総所得金額等の額とは

- ①事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の合計額
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額(これらの金額は損益の通算後の金額になります) これら①と②の合計額に山林所得金額とその他分離課税所得(特別控除前)の合計額を加算した金額です。ただし、純損失の繰越控除等の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。  
※分離課税所得がある人は異なりますので、伊賀市役所課税課市民税係までお問い合わせください。

## 社会保険料控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(料)、国民年金保険料、介護保険の保険料、国民年金基金の掛金などで、あなたが支払ったまたは自身の給与から差し引かれた保険料が控除の対象となります。控除額は支払った保険料の全額です。

### \*国民年金保険料等に係る社会保険料控除の添付書類について

社会保険料のうち国民年金保険料等(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金)に係る社会保険料控除を受ける場合は、その支払いをした旨を証明する書類(控除証明書)が必要です。

## 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法による第一種共済契約掛金および確定拠出年金法に規定する掛金、または地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づき支払った掛金が対象です。申告書に証明書を添付するか提示しなければなりません。控除額は支払額の全額です。

## 生命保険料控除

生命保険契約等に基づいて支払った保険料、掛金および個人年金契約等に基づいて支払った保険料、掛金が対象となります。また、平成24年1月1日以降に契約締結した生命保険のうち、介護医療保険契約に該当する保険料、掛金も対象となります。

『(新)一般生命保険料(A)』および『(新)個人年金保険料(D)』とは、平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料、掛金です。

『(旧)一般生命保険料(B)』および『(旧)個人年金保険料(E)』とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料、掛金です。

(新)一般生命保険料 (A) 円	(A)の金額を下計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高28,000円) ① 円	① + ② (最高28,000円) ③ 円	* 控除を受けるには、保険料の支払証明書が必要です。
(旧)一般生命保険料 (B) 円	(B)の金額を下計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高35,000円) ② 円	②と③のいずれか大きい金額 ④ 円	
介護医療保険料 (C) 円		(C)の金額を下計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高28,000円) ⑤ 円	* 控除額の計算で生じる1円未満の端数は切り上げます。
(新)個人年金保険料 (D) 円	(D)の金額を下計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高28,000円) ④ 円	④ + ⑤ (最高28,000円) ⑥ 円	
(旧)個人年金保険料 (E) 円	(E)の金額を下計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高35,000円) ⑤ 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 円	④ + ⑥ + ⑦ 生命保険料控除額

計算式I(新保険料等用)		計算式II(旧保険料等用)	
(A)、(C)又は(D)の金額	控除額の計算式	(B)又は(E)の金額	控除額の計算式
~12,000円	(A)、(C)または(D)の金額	~15,000円	(B)または(E)の金額
12,001円~32,000円	(A)、(C)または(D)×1/2+6,000円	15,001円~40,000円	(B)または(E)×1/2+7,500円
32,001円~56,000円	(A)、(C)または(D)×1/4+14,000円	40,001円~70,000円	(B)または(E)×1/4+17,500円
56,001円~	28,000円(上限)	70,001円~	35,000円(上限)

地震保険料控除

居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金等が支払われる地震保険契約に係る保険料等の 1/2 に相当する金額を所得金額から控除します。

\* 経過措置

①平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（地震保険料等を除く）に係る保険料等は、従前の損害保険料控除を適用します。（最高1万円）

「長期」とは保険期間が10年以上で満期返戻金の支払があるものをいいます。

②同一の契約で、新制度と旧制度の両方の適用を受けることはできません。また、同一の納税義務者について、新制度と旧制度の所得控除額は2万5千円が上限です。

\* 控除には保険料の支払証明書が必要です。

地震保険料 (A) 円	控除額 (A)の金額×1/2(最高2万5千円)		(C)	(C) + (D) (最高2万5千円) 円
長期損害保険料 (B) 円	(B)の金額	控除額	(D)	
	~5,000円	(A)の金額 = 円	10,000円	地震保険料控除額
	5,001円 ~15,000円	(A)×0.5+2,500円 = 円		
	15,001円~	(最高1万円) = 円		

あなたが寡婦かひとり親である場合に、所定の金額を控除します。

寡婦またはひとり親とは、その年の12月31日の現況において以下の要件に該当する人をいいます。

寡婦	ひとり親
次の(1)~(3)のいずれにも該当する人 (1)合計所得金額が500万円以下であること (2)以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ◆夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（他の者の扶養とされていない人で合計所得金額が58万円以下の人）を有する人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	現に婚姻していないまたは配偶者が生死不明などの人で、次の(1)~(3)のいずれにも該当する人 (1)合計所得金額が500万円以下であること (2)生計を一にする子（他の者の扶養とされていない人で総所得金額等が58万円以下の人）がいること (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
260,000円 寡婦控除額	300,000円 ひとり親控除額

勤労学生控除

勤労学生とは、学校の学生・生徒等で自己の勤労に基づく給与所得等（\*）があり、かつ、合計所得金額が85万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人をいいます。

勤労学生である場合は、所定の金額を控除します。

控除を受けるには、在学する学校または法人から受けた証明書が必要です。

260,000円 勤労学生控除額	* 給与所得等とは、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得または雑所得をいいます。
------------------	---

障害者控除

あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、その年の12月31日（年の中で死亡した場合にはその死亡の日）の現況において障害者（注1）や特別障害者（注2）である場合に、所定の金額を控除します。

（注1）障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人など精神や身体に障害のある人をいいます。

（注2）特別障害者とは、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人、重度の知的障害者と判定された人など、障害のうち特に重度の障害のある人をいいます。

260,000円 障害者控除額	300,000円 特別障害者控除額	530,000円 同居特別障害者控除額(注3)
-----------------	-------------------	-------------------------

（注3）同居特別障害者とは、特別障害者（障害者控除（注2）参照）である同一生計配偶者または扶養親族で、あなたや生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人をいいます。

扶養控除

あなたに扶養親族（注1）がいる場合（配偶者・特定扶養親族を除きます。）には、所定の金額を控除します。

控除の種類	控除額
16歳未満の扶養親族	—
一般の扶養親族	33万円
老人扶養親族	38万円
(注2) 同居老親等以外の人	45万円
同居老親等(注3)	

（注1）扶養親族とは、その年の12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち、令和7年分の合計所得金額が58万円以下である人をいいます。  
なお、青色・白色事業専従者は除かれます。

（注2）老人扶養親族とは、扶養親族のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上の人）をいいます。

（注3）同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人をいいます。

あなたの令和7年分の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者（注1）がいる場合に、納税者本人（扶養する人）の合計所得金額から所定の金額を控除します。また、あなたの令和7年分の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下の場合には、納税者本人の合計所得金額およびその配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額を控除します。控除額は、次の表のとおりです。

配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額		納税者本人(扶養する人)の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)			
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	控除対象配偶者	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(注2)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133万円超		0円	0円	0円

(注1) 同一生計配偶者とは、その年の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年分の合計所得金額が58万円以下である人をいいます。なお、青・白色事業専従者は除かれます。  
(注2) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち昭和31年1月1日以前に生まれた人(年齢が70歳以上の人)をいいます。

特定扶養控除・特定親族特別控除

あなたに特定扶養親族がいる場合は、納税者本人の合計所得金額から所定の金額を控除します。また、特定扶養親族の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の場合には、特定扶養親族の合計所得金額に応じて、所定の金額を控除します。控除額は次の表のとおりです。

対象者：平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人(令和7年12月31日時点で年齢が19歳以上23歳未満の人)

合計所得金額		控除額
特定扶養	58万円以下	45万円
	58万円超 85万円以下	
特定親族特別控除	85万円超 95万円以下	41万円
	95万円超 100万円以下	
	100万円超 105万円以下	
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	
	115万円超 120万円以下	6万円
	120万円超 123万円以下	
	123万円超	0円

基礎控除

合計所得金額が2,500万円以下の人に適用されます。控除額は、次の表のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

税額控除額の計算

☆配当控除

国内法人から支払を受ける配当、特定株式投資信託および特定証券投資信託の収益の分配がある場合に控除します。ただし、特定目的会社および投資法人からの配当、建設利息、基金利息、申告しないことを選択した特定配当等は除きます。

課税総所得金額等	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
市民税・配当控除額	配当所得×1.6%	配当所得×0.8%
県民税・配当控除額	配当所得×1.2%	配当所得×0.6%

\*上場株式等に係る配当等の特例を受ける場合は適用されません。

☆住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、イとロのいずれか少ない金額(住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%であり、特定取得等に該当する場合は、イとハのいずれかの少ない金額)に次の割合を乗じた金額を控除します。

市民税…3/5 県民税…2/5

- イ 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額。
- ロ 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(97,500円を限度)。
- ハ 前年分の所得税に係る課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た金額(136,500円を限度)。

☆寄附金税額控除

地方公共団体への寄附金(ふるさと納税)がある場合は下記の①と②の合計額を、それ以外の寄附金がある場合は①の額を控除します。

- ①(寄附金額-2,000円)×10% (市民税6%、県民税4%)
- ②(寄附金額-2,000円)×(0.9-所得税限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5)

\*①の寄附金額については総所得金額等の30%を、②の控除額については所得割の20%を限度とします。

寄附金受領証明書または領収書を添付して、税務署へ所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告をされない人は、領収書等を添付して「市民税・県民税・森林環境税申告書」にて申告してください(申告書裏面15にご記入ください)。

ふるさと納税(個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分)の対象となる地方団体については、ふるさと納税ポータルサイトを参照してください。

☆配当割額または株式譲渡所得割額の控除

配当割額または株式譲渡所得割額の3/5を市民税から、2/5を県民税から控除します。

所得税の確定申告の必要がない人で、市区町村に申告をしようとする人は「市民税・県民税・森林環境税申告書」にて申告してください(申告書裏面11にご記入ください)。



# 給与・年金以外の収入のある人（記入例）

市民税 県民税 申告書 整理番号

伊賀市長 殿 現住所 伊賀市上野丸之内2番地 業種又は職業

1月1日現在の住所 伊賀市上野丸之内2番地 電話番号 0595 44 0000

フリガナ ミエマルコ 個人番号 000000000000

氏名 三重 〇 郎 世帯主の氏名

出生年月日 15.1.1 続柄

源泉徴収票又は給与支払明細書・国民年金・国民年金基金・生命保険料及び地震保険料の支払明細書の左端をここにホッチキスで留めてください。

### 3所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除

国民健康保険	350,000
介護保険	45,000
合計	395,000

15 生命保険料控除

新生命保険料の計	100,000
新個人年金保険料の計	7,000
介護医療保険料の計	7,000
合計	114,000

16 地震保険料控除

17 障害者控除

18 配偶者特別控除

19 扶養親族特別控除

20 雑損控除

21 医療費控除

### 1 収入金額等

営業等	ア	2,000,000
農業	イ	1,800,000
不動産	ウ	3,500,000
利子	エ	
配当	オ	
給与	カ	
公的年金等	キ	
雑所得	ク	750,000
その他	ケ	
短期	コ	
長期	サ	1,000,000
一時	シ	

### 2 所得金額

営業等	①	△8,000,000
農業	②	600,000
不動産	③	1,000,000
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	
公的年金等	⑦	
雑所得	⑧	1,000,000
その他	⑨	
合計	⑩	1,000,000
総合譲渡・一時	⑪	5,000,000
合計	⑫	1,400,000

### 4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	13	395,000
不親視企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	35,000
地震保険料控除	16	
寡婦・ひとり親控除	17	
障害者控除	18	300,000
配偶者(特別)控除	19	310,000
扶養控除	20	
特定親族特別控除	21	
基礎控除	22	430,000
雑損控除	23	
医療費控除	24	1,470,000
合計	25	4,300,000

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

### 6 給与と所得の内訳

1 事業所種別

2 事業所種別

3 事業所種別

4 事業所種別

### 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	専従者控除額
営業	伊賀市〇〇	2,000,000	2,800,000	
農業	伊賀市△△	1,800,000	700,000	500,000
不動産	伊賀市××	3,500,000	2,500,000	

### 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

### 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
業務(伊賀市シルバー人材センター)	750,000	650,000

### 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
一				3,000,000	1,500,000	1,500,000	500,000	1,000,000
合計								500,000

### 11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額

株式等譲渡所得割額控除額

### 13 事業専従者に関する事項

1	氏名	三重 〇 男	続柄	子	生年月日	昭和45.5.5	専従者給与(控除)額	500,000
2	氏名		続柄		生年月日		専従者給与(控除)額	

### 14 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ	個人番号	住所	国外居住
2	フリガナ	個人番号	住所	国外居住

### 15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村

市区町村

### 16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ

氏名

【7 事業・不動産所得に関する事項】 説明書 3 ページ参照

事業(営業等・農業)および不動産について、昨年中の収入金額、必要経費および青色申告特別控除の合計金額を記入してください。

次に収入金額を申告書表面の「1収入金額等」へ、また「収入金額-必要経費-専従者給与控除額」で計算した所得金額を申告書表面の「2所得金額」へ記入してください。

【9 雑所得(公的年金以外)に関する事項】 説明書 3 ページ参照

雑所得の収入金額、必要経費を記入してください。次に収入金額を申告書表面の「1収入金額等」へ、また「収入金額-必要経費」で計算した所得金額を申告書表面の「2所得金額」へ記入してください。

【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】 説明書 4 ページ参照

総合譲渡・一時所得の収入金額、必要経費、差引金額、特別控除額および所得金額を記入してください。

【13 事業専従者に関する事項】 説明書 3 ページ参照

事業専従者控除を受けられる人は、氏名・続柄・生年月日・従事月数・専従者給与(控除)額・マイナンバー(個人番号)を記入してください。

【障害者控除】 説明書6ページ参照

あなたやあなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合、障害者控除が受けられます。障害者控除に該当する人の氏名と障害の程度を記入してください。

【配偶者特別控除】 説明書7ページ参照

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に受けられます。配偶者の合計所得金額を記入してください。

《収入がなかった人》

申告書表面の所得金額の合計⑫に「0」(ゼロ)を記入して提出してください。

